

議員必携 第11次改訂新版 追補

本書刊行後、令和三年二月九日に「標準」町村議会会議規則を改正したことに伴い、本書の内容を次のように改めます。

新

旧

○三四七頁下段七行目～一二行目まで

(欠席の届出)

第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

○三五八頁下段終わりから三行目～三五九頁上段二行目まで

(請願書の記載事項等)

第八十九条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

2・3 略

(欠席の届出)

第二条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(請願書の記載事項等)

第八十九条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。

2・3 略

〈令和三年二月九日現在〉

全国町村議会議長会